

## 「埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース」運営委員会設置要綱

(平成 25 年 7 月 10 日 館長決裁)

### (設置)

第 1 条 「埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース」の適切な運営を図るため、「埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース」運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 運営委員会は、次の事項について協議し、必要な作業を行うものとする。

- 一 「埼玉県立の博物館施設収蔵資料データベース」（以下「収蔵資料データベース」という。）の修正及び更新に関する事
- 二 収蔵資料データベースの保守管理に関する事
- 三 収蔵資料データベースの積極的な活用に関する事
- 四 収蔵資料データベースの見直しに関する事
- 五 その他収蔵資料データベースの運営に関する事

### (構成)

第 3 条 運営委員会は、収蔵資料データベースを構成する資料を所蔵する施設の実務者をもって構成する。

2 運営委員会に座長を置く。座長は、埼玉県立歴史と民俗の博物館主席学芸主幹をもって充てる。

### (委員会の開催)

第 4 条 運営委員会は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

### (報告)

第 5 条 座長は、協議の結果をとりまとめて、年度ごとに委員会を構成する施設の所属長に報告するものとする。

### (事務局)

第 6 条 運営委員会の事務局は、埼玉県立歴史と民俗の博物館資料調査・活用担当内に置く。

### (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し、必要な事項は 座長が別に定める。